

(3) 景観行政の現状

1) 主な景観行政施策の状況

① 概要

甲府市では、都市計画法や建築基準法、森林法等の法制度をはじめ、県や市の条例等により、既に建築物や工作物等の形態・意匠の制限や土地利用の規制・誘導を図ってきました。

今後も、こうした景観に関連する都市計画制度や土地利用規制・誘導方策と景観法を活用し、甲府市らしい良好な景観形成を推進していくことが重要です。

◆表一景観に関連する主な法制度（その1）

制度等の名称	規制・誘導の対象とすることができる主な行為の内容																		
	建築物							敷地困障			工作物	屋外広告物	自然景観・自然環境	保存樹	土地				
	用途	建ぺい率	容積率	最低又は最高高さ	壁面の位置	形態・意匠	色彩	歴史的建造物の保存	最低敷地規模	緑化					かき又はさく等	開発行為	土地の形質の変更	木竹の伐採等	維持管理
景観計画 【景観法】				○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
景観地区 【都市計画法】				○	○	○	○		○			○					○	○	
市街化区域・市街化調整区域 【都市計画法】	○	○	○	○													○		
用途地域 【都市計画法、建築基準法】	○	○	○	○ 一部	○ 一部				○ 一部										
開発許可制度 【甲府市開発指導要綱等】	○								○								○	○	
風致地区 【都市計画法等】		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	
地区計画 【都市計画法等】	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○						
建築協定 【建築基準法等】	○	○		○	○	○	○		○	○	○		○						
緑地協定 【都市緑地法】									○	○									
空地に繁茂した雑草除去 【あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例】																			○
事業所緑化・保存樹・保存樹林地 【甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例】										○			○	○					
生垣設置奨励助成 【甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例】										○	○								
屋外広告物掲出禁止・許可地域 【山梨県屋外広告物条例】													○						
都市公園・都市緑地 【甲府市都市公園条例等】																		○	○

□ は、甲府市で既に運用している法制度

◆表一 景観に関連する主な法制度（その2）

制度等の名称	規制・誘導の対象とすることができる主な行為の内容																		
	建築物							敷地囲障			工作物	屋外広告物	自然景観・自然環境	保存樹	土地				
	用途	建ぺい率	容積率	最低又は最高高さ	壁面の位置	形態・意匠	色彩	歴史的建造物の保存	最低敷地規模	緑化					かき又はさく等	開発行為	土地の形質の変更	木竹の伐採等	維持管理
秩父多摩甲斐国立公園 【自然公園法】							○					○	○	○			○	○	
鳥獣保護区・特別保護地区 【鳥獣保護法】												○							○
保安林 【森林法】														○			○	○	
地域森林計画対象民有林 【森林法】														○			○	○	
自然環境保全地域 【自然環境保全法】								○											
河川区域 【河川法】												○		○			○	○	
河川保全区域 【河川法】														○			○		
史跡、名勝、天然記念物 【甲府市文化財保護条例等】						○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
文化的景観 【文化財保護法】											○	○	○	○	○	○	○	○	
登録文化財 【文化財保護法】							○				○								

は、甲府市で既に運用している法制度

② 主な制度の概要と指定状況

○ 風致地区

風致地区は、都市で失われつつある良好な自然環境を維持し、調和のとれた都市景観の保全及び形成を図るために指定します。

甲府市では、甲府城跡地区や愛宕山地区など6地区、面積644.2haが、昭和15年に歴史的風土・景観及び水辺地の保存のために指定されており、県及び市の条例に基づき、建築物の建築、土地の形質の変更、木竹の伐採等の行為について、都市の風致を維持するために制限が定められています。

◆表一風致地区条例に基づく風致地区の指定状況

名 称	面積 (ha)	告示年月日	備 考
甲府城跡	5.5	昭和 15 年 5 月 31 日	史跡周辺
愛 宕 山	107.5	昭和 15 年 5 月 31 日	丘陵
護国神社	168.8	昭和 15 年 5 月 31 日	神社・森
酒 折	7.4	昭和 15 年 5 月 31 日	史跡周辺
荒 川	75.5	昭和 15 年 5 月 31 日	河川
和 田 峠	279.5	昭和 15 年 5 月 31 日	森林

○ 地区計画

地区計画は、住民に身近な地区レベルを対象に、ミニ開発や無秩序な市街化を防ぎ、良好な住宅地等の環境を形成するために、それぞれの地区特性を踏まえた上で、地区住民等の意向を反映しつつ、建築物の用途・形態・意匠等に関する制限をきめ細かに定めるとともに、道路・公園等の公共施設の配置及び規模等についても、総合的・一体的に計画する制度です。

甲府市においては、土地区画整理事業を併用した地区など、次の 4 地区、面積 119.9ha の地区で、地区計画が定められており、この地区内で建築行為を行おうとする場合には、市長に対し、事前に届出することが求められています。

◆表一地区計画の指定状況

名 称	面積 (ha)	決定年月日	備 考
住吉地区	32.3	平成 3 年 1 月 24 日	建築物の用途制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造等
神屋地区	1.3	平成 2 年 2 月 9 日	建築物の用途制限・高さ、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等
古府中西地区	12.3	平成 11 年 1 月 7 日	建築物の用途制限・高さ・意匠、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等
濁川西地区	74.0	平成 17 年 4 月 28 日	建築物の用途制限等

○ 建築協定

建築協定は、土地の所有者全員の合意によって、建築基準法等で定められた建築物に対する最低限度の基準に一定の上乗せ基準を設け、市長の認可を受けた上で、土地の所有者相互間で互いに守りあいながら、住宅地等としての地区の環境を保全、創出する制度です。

甲府市においては、次の 2 地区で建築物に対する制限を定めた建築協定が締結されています。

◆表一 建築協定の締結状況

名 称	決定年月日	備 考
美里団地建築協定	昭和 61 年 10 月 7 日	建築物の制限
「ムサシノヒルズ湯村」建築協定	平成 5 年 11 月 10 日	建築物の制限

③ 良好な景観形成に向けた主な取り組み

○ 街路樹の整備

甲府市では、主要幹線道路を中心にケヤキ、ハナミズキ、シラカシ（市の木：カシ）、トウカエデ（県の木：カエデ）、イチョウなどの街路樹が整備され、市街地にうるおいを与え、風格ある道路景観を形成しています。

▼風格ある道路景観を形成する平和通り



▼市街地にうるおいを与える街路樹



○ まちの杜の設置

甲府市では、地域住民のコミュニケーション及び憩いの場として、街角にうるおいとやすらぎの場を提供するとともに、都市景観の向上を図るために、市街地の道路沿いの空閑地を利用した「まちの杜」を 56 箇所設置しています。

◆表一 まちの杜の設置状況（その 1）

【平成 19 年 7 月 13 日現在】

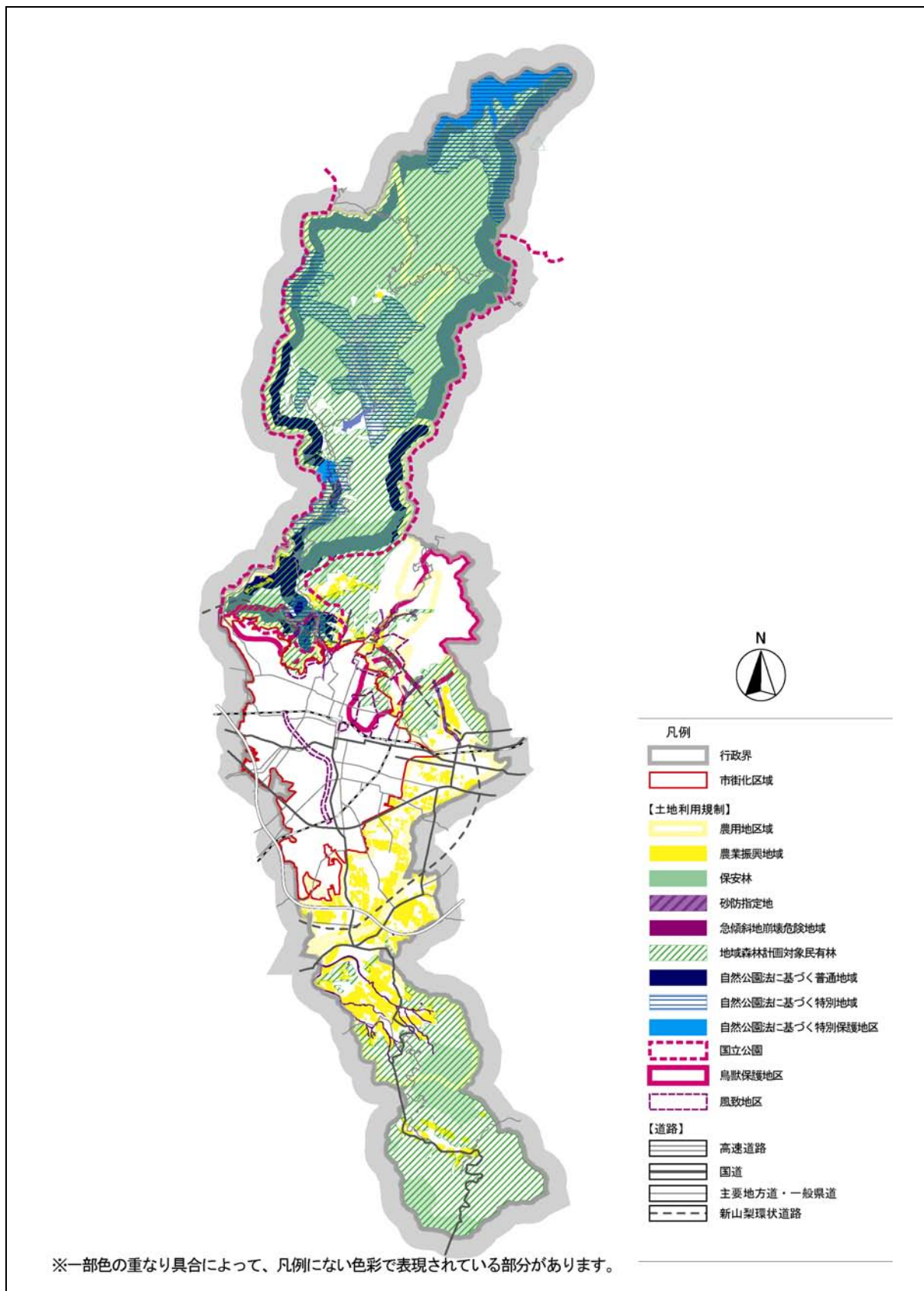
No	所在地・路線名	面積 (㎡)	所有者	完成年月
1	上曾根町平岡山 2560 の一部（堀内家公園）	250.00	市	昭和 55 年 4 月 1 日
2	中小河原一丁目 738-1 甲府バイパス交差点北	407.84	市	昭和 62 年 3 月 18 日
3	富竹四丁目 2-24 富竹中進入路	36.00	市	昭和 62 年 3 月 18 日
4	朝日五丁目 11 伊勢屋ビル前	25.45	県	昭和 62 年 3 月 30 日
5	朝気一丁目 厚生年金北	670.00	県	昭和 62 年 3 月 30 日
6	北口二丁目 甲府駅北口	76.71	市	昭和 62 年 10 月 20 日
7	伊勢四丁目 9-9 三角地	66.00	市	昭和 63 年 3 月 31 日
8	伊勢三丁目 3 新平和通り伊勢小南西	80.00	県	昭和 63 年 3 月 31 日
9	伊勢四丁目 38 住宅地内	150.00	市	昭和 63 年 3 月 31 日
10	上今井町 260-3 甲府南署南信号東	60.00	県	昭和 63 年 3 月 31 日
	上今井町 260-3 甲府南署南信号東	105.00	県	平成 元年 3 月 14 日

◆表一まちの杜の設置状況（その2）

【平成19年 7月13日現在】

No	所在地・路線名	面積 (㎡)	所有者	完成年月
11	古閑町 (街角公園)	88.94	民	昭和63年 3月31日
12	上小河原 1250 甲府バイパス市場東	125.00	県	平成 元年 3月14日
13	上石田二丁目 14 飯豊橋南詰	35.00	市	平成 元年 3月14日
14	朝日二丁目 永田楽器店前	24.00	県	平成 2年 1月31日
15	伊勢四丁目 新平和橋東	135.00	市	平成 2年 1月31日
16	上向山町 (間門公園)	237.00	市	平成 2年 2月 9日
17	上今井町外河原 273-1 甲府商業北入口	36.00	市	平成 3年 3月30日
18	大里町北耕地 ロータリー	921.00	市	平成 4年 3月
19	大里町北耕地 側道	384.00	市	平成 4年 3月
20	堀之内町 858	160.00	民	平成 4年 3月
21	横根町 1-1 摩利支天横	50.25	県	平成 5年 1月12日
22	落合町 145-2 蛭沢川沿い	412.75	市	平成 5年 2月19日
23	上曾根町 (スカイタウン白井公園)	146.18	市	平成 5年10月 7日
24	堀之内町 732 大里小学校西	488.00	市	平成 5年10月29日
25	千塚二丁目 3676-6 けやき保存樹前	354.00	市	平成 6年 3月18日
26	上今井町 2510-1 山城公民館隣	505.64	市	平成 8年 3月18日
27	朝気一丁目 263-2 厚生年金駐車場東	134.21	市	平成 9年11月28日
28	下飯田四丁目 168-4	139.00	市	平成10年 3月18日
29	落合町 817 番地先	153.00	市	平成12年 3月31日
30	里吉三丁目 1739 番地先	110.00	市	平成12年 3月31日
31	上曾根町 225-24 (文珠公園)	104.00	市	平成12年 6月16日
32	上今井町 477-1 山城小南	124.00	市	平成12年 3月31日
33	富士見二丁目 3955-4	112.00	市	平成14年 2月28日
34	和戸町 343-5,343-6	148.00	市	平成15年 2月18日
35	上町 1 番 変則交差点南	75.00	市	平成15年 3月14日
36	住吉三丁目バイパス 市道交差点	146.00	市	平成12年 3月31日
37	蓬沢町 1276-5 サンステージ甲府東	267.00	市	平成15年 9月19日
38	下小河原町 60-7 上町変則交差点北	168.00	市	平成16年 3月11日
39	池田三丁目自治会館南 (中央線脇)	163.00	市	平成16年 7月12日
40	川田町 890-6 かんぼの宿石和南	368.00	市	平成16年 7月12日
41	上町 817-9 環境センター西	129.00	市	平成17年 1月26日
42	寿町 1011-1,1011-2 寿宝区画整理	257.00	市	平成17年 3月25日
43	寿町 1012-14 寿宝区画整理	52.00	市	平成17年 3月25日
44	宝二丁目 1009-12 寿宝区画整理	116.00	市	平成17年 3月25日
45	上小河原町 1156-9	74.86	市	平成17年 3月31日
46	中小河原一丁目 935-3	352.00	市	平成17年 8月12日
47	山宮町 3285-24,3285-37,3332-23	104.23	市	平成17年11月 1日
48	和戸町 415-9	112.00	市	平成17年12月 6日
49	東光寺町 1616-28	149.00	市	平成18年 1月16日
50	上阿原町 772-32	191.00	市	平成18年 1月16日
51	国玉町 358-18,358-20	189.00	市	平成18年12月11日
52	上今井町 2319-18	125.00	市	平成18年12月13日
53	上今井町 1408-4	138.00	市	平成18年12月13日
54	中央四丁目 50	100.66	民	平成19年 3月16日
55	里吉四丁目 1375-9	101.00	市	平成19年 6月20日
56	国母四丁目 790-5,792-2	190.00	市	平成19年 7月13日
合 計		10,621.72	—	—

◆図一 甲府市における景観に関連する主な土地利用規制状況



2) 山梨県景観条例による大規模行為の届出制度

大規模な建築物や工作物、屋外における大規模な物品の集積などは、周辺の景観に大きな影響を与えることから、甲府市では、山梨県景観条例に基づき、次に示すような大規模な建築物や工作物等の新築等、あるいは屋外における一定の規模を超える物品の集積等については、市を経由し、県に届出を行う制度を運用しています。

今後も、こうした大規模行為については、適切な景観の規制・誘導を図り、甲府市らしい良好な景観形成を推進していくことが重要です。

◆表一山梨県景観条例に基づき届出を必要とする行為（＝大規模行為）

行 為		届出の対象	
建築物	新築、増改築（床面積が 10m ² を超えるもの）、移転、外観の模様替え又は色彩の変更（当該行為に係る部分の面積の合計が 10m ² を超えるもの）	①都市計画法に規定する商業地域 ・高さ 31m 又は建築面積 2,000m ² を超えるもの ②都市計画法に規定する用途地域のうち商業地域を除く地域 ・高さ 20m 又は建築面積 1,500m ² を超えるもの ③上記①又は②以外の地域 ・高さ 15m 又は建築面積 1,000m ² を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更	①煙突、記念塔、高架水槽、彫像等の類	高さ 15m 超える
		②垣、さく、塀の類	高さ 3m 超える
		③遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設等の類	高さ 15m 超える等
		④電柱、送電鉄塔、アンテナの類	高さ 20m 超える
90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵		・物品の高さ 5m 又はその用に供されている土地の面積 1,000m ² を超えるもの	

3) 山梨県屋外広告物条例による屋外広告物の規制・誘導

屋外広告物は、市民や甲府市を訪れる人々に対し、商品やサービスなどの情報伝達や目的地までの案内誘導を行うほか、まちの賑わいを演出するなど、都市活動を円滑にし、市民生活に利便性を与えるなど、重要な役割を担っています。

しかし、過剰で無秩序な屋外広告物の掲出は、歴史景観や自然景観等の魅力を損ねることにもつながることから、屋外広告物の形態や掲出方法を誘導することは、建築物や工作物等の景観誘導を図るとともに重要な役割を担っています。

甲府市においては、広告物本来の情報伝達機能を活かしながら、良好な自然環境を保全し、安全で快適な魅力ある都市づくりを進めるために、平成 19 年 4 月 1 日に山梨県知事の権限に属する事務の委譲を受け、山梨県屋外広告物条例・同施行規則に基づいて、屋外広告物に関する規制・誘導を行っています。

景観法の制定により、平成 16 年 6 月 18 日に屋外広告物法の一部改正が行われ、景観行政団体となった市町村は、都道府県との協議の上、屋外広告物条例を定めることができることとなったことから、今後、景観行政との関連の深い屋外広告物に関する規制・誘導方策を、どのように運用していくかを検討する必要があります。

◆表一山梨県屋外広告物条例の主な内容

項目	内容
禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区等 ・自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）の特別地域、都市公園、墓地、駅前広場（駅前広場については、個別指定がされます。） ・文化財保護法等に基づく文化財である建造物の周囲や史跡名勝天然記念物（国又は県によって指定されたものに限り。） ・山梨県自然環境保全条例に基づく自然保存地区、景観保存地区、歴史景観保全地区 ・山梨県景観条例に基づく景観形成地域（景観形成地域については、個別指定がされます。） ・道路、鉄道等の両側1,000m以内の展望できる範囲の地域で指定された地域。（高速道路の両側500m以内で展望できる地域等、路線により個別指定がされます。）等
禁止広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく美観風致を害するもの ・公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの
禁止物件	<ul style="list-style-type: none"> ・橋、トンネル、中央帯、植樹帯、信号機、道路標識、ガードレール、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備、街路樹、路傍樹、消火栓、火災報知器、郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、形像、記念碑等、電柱、街灯柱の類（はり紙、はり札、広告旗、立看板のみ禁止。）
許可地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）の普通地域 ・山梨県景観条例に基づく景観形成地域 ・道路、鉄道等の両側1,000m以内の展望できる範囲の地域で指定された地域（国道や県道、鉄道など路線により個別指定がされます。） ・学校・図書館、博物館、美術館等の教育文化施設の周囲で指定された地域（個別に指定がされます。）等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物の種類別の許可の基準（表示面積、高さ、色彩、道路・鉄道からの距離、広告物相互間の距離、その他禁止される事項等）、許可申請手数料、許可の有効期間などが定められています。

4) 歴史的な建造物等や樹木等の保全

歴史的な建造物や史跡等の保全・保存については、文化財保護法による史跡や重要文化財、登録文化財等の指定をはじめ、山梨県文化財保護条例や甲府市文化財保護条例による史跡や重要文化財の指定制度などによる保全・保存が行われています。

また、甲府市における貴重な樹木については、山梨県文化財保護条例や甲府市文化財保護条例による天然記念物の指定や、甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例による樹木指定制度などによる保全・保存が行われています。

甲府市の歴史的景観を構成するこれらの資源をはじめ、地域のシンボルとなっている身近な道祖神や樹木については、今後も、こうした既存の制度などを活用し、積極的に保全・活用を図ることが重要です。

◆表一文化財保護法等に基づく史跡・特別名勝・名勝等の指定状況【平成19年7月1日現在】

名称	種別	所有者	所在地	指定年月日
銚子塚古墳附丸山塚古墳	史跡・国	山梨県	下曾根町	昭和5年2月28日
武田氏館跡	史跡・国	甲府市	古府中町外	昭和13年5月30日
要害山	史跡・国	甲府市	上積翠寺町	昭和13年5月30日
武田信虎の墓	史跡・県	大泉寺	古府中町	昭和35年11月7日
武田晴信室三条氏墓	史跡・県	円光院	岩窪町	昭和42年8月7日
加傘那塚	史跡・県	山梨県	千塚3丁目	昭和43年2月8日
甲府城跡	史跡・県	山梨県	丸の内1丁目	昭和43年12月12日
源有雅の墓	史跡・市	自治会	小瀬町	昭和48年4月1日
穴塚	史跡・市	甲府市	荒川2丁目	昭和55年8月8日
武田信武之墓	史跡・市	法泉寺	和田町	昭和48年4月1日
武田勝頼之墓	史跡・市	法泉寺	和田町	昭和56年3月10日
加藤光泰の墓	史跡・市	善光寺	善光寺3丁目	昭和62年3月31日
河尻塚	史跡・市	武田神社	岩窪町	昭和62年3月31日
横根・桜井積石塚古墳群	史跡・市	逍遙院	横根町外	平成11年7月21日
万寿森古墳	史跡・市	企業	湯村3丁目	平成16年8月19日
湯村山城跡	史跡・市	山梨県・企業	湯村3丁目	平成16年8月19日
御岳昇仙峽	特別名勝・国	山梨県	猪狩町外	昭和28年3月31日
東光寺庭園	名勝・県	東光寺	東光寺3丁目	昭和54年3月31日
東光寺仏殿	重要文化財・国	東光寺	東光寺3丁目	昭和2年4月25日
穴切大神社本殿付棟札	重要文化財・国	穴切大神社	宝2丁目	昭和10年5月13日
塩沢寺地藏堂	重要文化財・国	塩沢寺	湯村3丁目	昭和24年2月18日
善光寺本堂付厨子・棟札	重要文化財・国	善光寺	善光寺3丁目	昭和30年6月22日
善光寺山門付棟札	重要文化財・国	善光寺	善光寺3丁目	昭和30年6月22日
旧睦沢学校校舎	重要文化財・国	甲府市	古府中町	昭和42年6月15日
塩沢寺無縫塔	建造物・県	塩沢寺	湯村3丁目	昭和46年4月8日
旧吉祥院八面石幢	建造物・県	個人	北口3丁目	昭和61年3月19日
立本寺本堂	建造物・県	立本寺	池田2丁目	昭和63年5月12日
高室家住宅	建造物・県	個人	高室町	平成17年5月2日
石川家住宅	建造物・市	個人	城東5丁目	昭和54年8月14日
法泉寺の経蔵及び内部の輪蔵付鉄眼版一切経	建造物・市	法泉寺	和田町	昭和56年3月10日
法泉寺鐘楼門	建造物・市	法泉寺	和田町	昭和59年5月12日
大泉寺総門	建造物・市	大泉寺	古府中町	平成5年9月1日
穴切大神社随神門付棟札	建造物・市	穴切大神社	宝2丁目	平成13年3月30日
住吉神社本殿	建造物・市	住吉神社	住吉1丁目	平成19年7月1日
佐久神社本殿	建造物・市	佐久神社	下向山町	平成19年7月1日
甲府法人会館	国登録文化財	甲府法人会	中央4丁目	平成8年12月26日
平瀬浄水場旧濾過地整水井	国登録文化財	甲府市	平瀬町	平成9年7月30日
平瀬水源旧事務所(水交庵)	国登録文化財	甲府市	平瀬町	平成10年1月8日
平瀬浄水場旧取水口門部	国登録文化財	甲府市	平瀬町	平成10年9月25日
平瀬浄水場旧片山隧道下口	国登録文化財	甲府市	羽黒町梨の木	平成10年9月25日
平瀬浄水場旧片山隧道上口	国登録文化財	甲府市	平瀬町	平成10年10月26日
平瀬浄水場第2隧道上口	国登録文化財	甲府市	平瀬町	平成11年9月7日
旧富岡敬明家住宅	国登録文化財	個人	善光寺町	平成12年5月17日
旧富岡敬明家住宅蔵	国登録文化財	個人	善光寺町	平成15年4月8日
旧富岡敬明家住宅厩	国登録文化財	個人	善光寺町	平成15年4月8日
旧富岡敬明家住宅石塁	国登録文化財	個人	善光寺町	平成15年4月8日
旧上九一色郵便局	国登録文化財	個人	古関町	平成8年12月26日
山梨大学赤レンガ倉庫	国登録文化財	山梨大学	北新1丁目	平成18年11月9日

◆表一樹木等に関する天然記念物の指定状況

【平成 19 年 7 月 1 日現在】

名称	種別	所有者	所在地	指定年月日
塩部寿のフジ	天然記念物・県	山梨県	緑が丘 2 丁目	昭和 34 年 2 月 9 日
岩窪のヤツブサウメ	天然記念物・県	円光院外	岩窪町	昭和 34 年 2 月 9 日
塩沢寺の舞鶴のマツ	天然記念物・県	塩沢寺	湯村 3 丁目	昭和 45 年 5 月 13 日
慈恩寺のフジ	天然記念物・県	慈恩寺	大津町	昭和 62 年 1 月 21 日
玄法院のイチョウ	天然記念物・市	玄法院	天神町	昭和 42 年 4 月 11 日
西下条のシダレイチョウ	天然記念物・市	個人	西下条町	昭和 42 年 4 月 11 日
上石田のサイカチ	天然記念物・市	自治会	上石田 1 丁目	昭和 44 年 2 月 14 日
下今井のヒイラギ	天然記念物・市	個人	下今井町	昭和 42 年 11 月 14 日
東光寺町稲荷神社のサカキ	天然記念物・市	自治会	東光寺町	昭和 44 年 3 月 11 日
金桜神社のスギ群	天然記念物・市	金桜神社	御岳町	昭和 52 年 3 月 1 日
塩沢寺のシラカシ林	天然記念物・市	塩沢寺	湯村 3 丁目	昭和 62 年 3 月 31 日
円楽寺のイチョウ	天然記念物・市	円楽寺	右左口町	平成 19 年 7 月 1 日
王子権現のシダレザクラ	天然記念物・市	王子権現	右左口町	平成 19 年 7 月 1 日

◆表一甲府市保存樹の指定状況

【平成 19 年 7 月 1 日現在】

樹種等	所在地	所有者	幹周 (m)	高さ (m)	枝葉面積 (㎡)	指定年月日
シラカシ	岩窪町	円光院	3.04	25.5	215.0	昭和 54 年 3 月 30 日
シラカシ	古府中町	大泉寺	2.63	29.0	170.0	昭和 54 年 3 月 30 日
シラカシ	古府中町	大泉寺	2.18	28.0	210.0	昭和 54 年 3 月 30 日
シラカシ	山宮町	個人	2.28	16.0	125.0	昭和 54 年 3 月 30 日
ケヤキ	愛宕町	長禅寺	3.55	32.0	200.0	昭和 54 年 10 月 8 日
ケヤキ	小瀬町	天津司神社	4.90	12.5	170.0	昭和 54 年 10 月 8 日
ケヤキ	新田町	個人	2.97	26.0	185.0	昭和 54 年 10 月 8 日
シラカシ	荒川一丁目	個人	2.45	24.0	150.0	昭和 54 年 10 月 8 日
ケヤキ	千塚四丁目	甲府市	4.25	27.0	200.0	昭和 54 年 10 月 8 日
ケヤキ	武田四丁目	個人	2.80	22.5	165.0	昭和 55 年 5 月 28 日
クロマツ	上町	個人	2.80	10.0	50.0	平成 12 年 6 月 1 日